

県土整備部・都市建築部優良工事施工者表彰選考基準

(目的)

第1 この基準は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の規定に基づき、県土整備部及び都市建築部の所管にかかる優良工事施工者表彰選考基準を定めることにより、優良工事施工者の適正な選考に資することを目的とする。

(審査事項)

第2 優良工事施工者の選考にあたり、審査する事項は次のとおりとする。

- (1) 実施要綱の第2条及び第3条並びに県土整備部・都市建築部優良工事施工者表彰実施細則の第3条及び第4条の要件を満足していること。
- (2) 次に掲げる各号のいずれかに該当する者であること。

ア 表彰事由：困難克服（1）

熱意を持って厳しい自然条件・施工条件を克服して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

イ 表彰事由：困難克服（2）

熱意を持って厳しい周辺環境・社会条件に対応して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

ウ 表彰事由：創意工夫

熱意を持って品質確保のために創意ある取り組みを実施して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

エ 表彰事由：安全向上

熱意を持って労働環境・安全衛生の改善・向上のために創意ある取り組みを実施して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

オ 表彰事由：地域貢献

熱意を持って地域への貢献活動に取り組み工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

(提出書類等)

第3 所管部長あてに提出する必要書類は、次のとおりとする。

- (1) 優良工事施工者推薦書 1部 (様式 1)
- (2) 工事完成写真 1部 (様式 2)
- (3) 工事成績評定表(写し) 1部
- (4) その他必要があれば推薦理由を説明するための補足資料 1部

(表彰の件数等)

第4 表彰の件数等については、次のとおりとする。

- (1) 表彰の該当者が重複する場合は、それぞれ表彰を行う。なお、表彰の該当者が無い場合は、表彰を行わない。
- (2) 表彰の件数は、実施要綱第2条(1)及び(2)に該当する工事の5%程度とする。

(候補者の推薦)

第5 候補者の推薦件数は次のとおりとする。

(1) 枠内推薦

実施要綱第2条(1)及び(2)に該当する各発注機関の工事の5%程度とし、優良工事施工者表彰審査委員会事務局より通知する。

(2) 枠外推薦

発注機関の審査委員会において枠内推薦を越えて更に推薦する者がある場合は1件のみ推薦することができるものとする。

(補 則)

第6 県土整備部・都市建築部優良工事施工者表彰選考基準の細則は、別に定める。

(附 則)

この基準は平成19年 5月23日より施行する。

(附 則)

この基準は平成20年 5月28日より施行する。

(附 則)

この基準は平成26年 5月 1日より施行する。

(附 則)

この基準は平成27年 5月15日より施行する。

(附 則)

この基準は平成28年 5月 2日より施行する。